（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例）

第八条　法第百十六条第一項の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百十六条第一項の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

3　法第百十六条第四項の規定により林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第九条の規定を読み替えて適用する場合における林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第二項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

（農業経営基盤強化促進法の特例）

第九条　法第百十七条第一項の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百十七条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の特例）

第十条　法第百十八条第一項から第三項までの政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百十八条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

3　法第百十八条第一項の規定により青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第七条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二十一号）第一条の規定の適用については、同条第一項の表中「十二年」とあるのは「十五年」と、「七年」とあるのは「十年」と、「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

4　法第百十八条第一項に規定する資金に係る都道府県の貸付金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令第四条第一号に規定する都道府県の貸付金をいう。）についての同号の規定の適用については、同号中「二十一年（十年」とあるのは「二十四年（十三年」と、「十三年（六年」とあるのは「十六年（九年」とする。

5　法第百十八条第一項に規定する資金に係る国の貸付金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第二項に規定する国の貸付金をいう。）についての青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令第五条第一項の規定の適用については、同項中「二十一年（十年」とあるのは、「二十四年（十三年」とする。

第十一条　法第百十九条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百十九条の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

3　法第百十九条の規定により林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第七条の規定を読み替えて適用する場合における林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号）第三条第二項の規定の適用については、同項中「十五年」とあるのは、「十年」とする。

4　法第百十九条に規定する資金に係る都道府県貸付金についての林業・木材産業改善資金助成法施行令第七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十六年」とあるのは、「十九年」とする。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の特例）

第十二条　法第百二十条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百二十条の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第十三条　法第百二十一条第一項の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百二十一条第一項の政令で定める日は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の下欄のイからチまで及びツからナまでに掲げる資金（同欄のネ及びナに掲げるものにあっては、農業又は塩業に係るものに限る。）並びに同表第九号から第十三号までの下欄に掲げる資金に係るものにあっては平成二十五年三月三十一日と、同表第八号の下欄のリからソまで、ネ及びナに掲げる資金（同欄のネ及びナに掲げるものにあっては、林業又は漁業に係るものに限る。）に係るものにあっては平成二十八年三月三十一日とする。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の特例）

第十四条　法第百二十二条第一項から第三項までの政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百二十二条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

3　法第百二十二条第二項及び第三項の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

4　法第百二十二条第二項の規定により中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十二条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第二項中「五年」とあるのは「八年」とする。

5　法第百二十二条第二項に規定する資金に係る都道府県貸付金についての中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令第三条第三項の規定の適用については、同項中「六年」とあるのは、「九年」とする。

6　法第百二十二条第三項の規定により中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十三条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令第四条第二項の規定の適用については、同項の表中「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。

（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の特例）

第十五条　法第百二十三条第一項から第三項までの政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百二十三条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

3　法第百二十三条第二項及び第三項の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

4　法第百二十三条第二項の規定により農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第九条の規定を読み替えて適用する場合における農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）第五条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

5　法第百二十三条第三項の規定により農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第十条の規定を読み替えて適用する場合における農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令第六条の規定の適用については、同条の表中「九年」とあるのは「十二年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十二年」とある。

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律の特例）

第十六条　法第百二十四条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百二十四条の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例）

第十七条　法第百二十五条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百二十五条の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

3　法第百二十五条の規定により公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十二条の規定を読み替えて適用する場合における公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百三号）第二条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。